

処分年月日	事業者名	事業の種類	処分等の種類	違反行為の概要	処分等の内容
令和4年11月29日	株式会社レヴリー	人の運送をす る内航不定期 航路事業	輸送の安全の 確保に関する 命令	令和4年9月11日11時頃、使用する汽船「RIB3」が青森県十和田湖内において、船舶検査証書に定められた最大搭載人員を超える旅客を同船に乗せて運航した事実等が確認された。	<p><令和4年12月28日までに以下の改善措置を文書にて報告></p> <p>①経営トップは、輸送の安全を確保するために、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するとともに、安全マネジメント態勢の見直し等、安全管理体制に主体的に関与すること。</p> <p>②安全統括管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底し、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するために必要と認められる事項についての安全教育を遅滞なく実施し、記録すること。</p> <p>③運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程を遵守し、事案の再発防止に向けて船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般の統括を徹底するための措置を講じること。</p> <p>④運航管理者及び船長は、運航の可否判断等の結果を記録すること。</p> <p>⑤経営トップは、安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員（陸上作業員）を確実に使用できるようにすること。</p> <p>⑥運航管理者は、陸上作業員を指名するなど作業体制を構築のうえ、陸上作業員を指揮し、旅客の乗下船等について、作業基準に従い作業をさせること。</p> <p>⑦船長は、船内点検の結果を記録すること。</p> <p>⑧運航管理者等は、旅客待合所又は発着場に、乗船待ちの旅客に対する遵守事項等を掲示し、周知すること。</p> <p>⑨船長は、船内の旅客が見えやすい場所に、乗船旅客に対する遵守事項等を掲示し、周知すること。また、航行中の旅客に対する口答指示を行う場合は、作業基準に従うこと。</p> <p>⑩安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築し、アルコール検査を行ったうえで業務を実施させること。</p> <p>⑪船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、原則毎日1回以上点検を実施し、その結果を点検簿に記録すること。</p> <p>⑫安全統括管理者は、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい安全教育を定期的に実施すること。</p> <p>⑬安全統括管理者は、事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上実施すること。</p> <p>⑭運航管理者は、安全教育及び訓練を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。</p> <p>⑮船長は、船内の見やすい場所に速力基準表を掲示すること。</p> <p>⑯経営トップは、安全管理規程（作業基準等を含む。）について、関係者の意見を参考としたうえで見直しを検討し、安全管理規程の変更を決定した場合は、速やかに東北運輸局へ届け出ることを。</p>